

令和2年4月から

総合事業の訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）の仕組みが変わります。

現在の「訪問介護（ホームヘルプサービス）」の仕組みが変わり、「**基準緩和型訪問サービス（訪問型サービスA）**」が始まります。

基準緩和型訪問サービス（訪問型サービスA）とは

○現在の訪問介護サービスでは身体の状態に関わらず利用者全員が一律のサービスを受けていますが、基準緩和型訪問サービスでは、身体の状態に合わせた内容のサービスを行うことで、身体機能の向上が期待出来ます。

【対象者】入浴介助や移動介助等の身体介護を必要としない方

○利用料は、サービスを使った分だけの負担になります。
基準緩和型訪問サービスでは、身体介護が不要となる分、現行のサービスより利用料が安価になります。



今まで利用していたヘルパーはどうなるの？

身体介護が必要な方は、基準緩和型訪問サービスが始まっても、現行の訪問介護を引き続き利用できます。身体介護が不要な方は、基準緩和型訪問サービスの利用になります。



緩和型サービスの「緩和」って何？

従来の人員や書類の基準が緩和されます。訪問介護の担い手としてはプロのヘルパーさんだけでなく、セミプロ（基準緩和型訪問サービス従事者研修修了者）が導入されます。

